

## 静岡県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

### 第1 監査の概要

令和8年3月3日に本庁に対し随時に実施した監査である。

静岡県監査委員監査基準に基づき、令和6年度新県立中央図書館整備事業新県立図書館（仮称）新築工事（建築、電気設備、機械設備）及び同工事に関する設計委託に関する事務について、入札執行の手続が適正であったかなどの視点から財務監査を実施した。

### 第2 随時監査（本庁）の結果

#### 1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

##### (1) 教育委員会事務局新図書館整備課

ア 監査実施日 令和8年3月3日

イ 監査対象 令和6年度新県立中央図書館整備事業新県立図書館（仮称）新築工事（建築、電気設備、機械設備）及び同工事に関する設計委託に関する事務

##### ウ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 不適切な入札執行  
意見 国庫支出金を充当して行う事業の入札執行

#### 2 監査結果がない機関 該当なし

(別表) 監査結果の概要

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 新図書館整備課	指摘	件名	不適切な入札執行
		内容	教育委員会事務局新図書館整備課は、令和6年度に、新県立中央図書館整備事業に係る国からの交付金収入が確実に見込まれないにもかかわらず、新築工事の入札を執行した。
教育委員会事務局 新図書館整備課	意見	件名	国庫支出金を充当して行う事業の入札執行
		内容	<p>教育委員会事務局新図書館整備課では、中央図書館の機能充実と施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、新しい県立図書館の整備を進めています。</p> <p>令和6年9月議会において、約130億円の国庫支出金を充当して令和6年度から令和9年度までの期間で約268億円の県立中央図書館整備事業工事契約を行う債務負担行為の予算計上をしました。</p> <p>議決後、新図書館整備課は、令和6年10月に新築工事の入札執行伺を起案し、入札公告をしましたが、参加申請がなく不調に終わったため、令和7年度当初予算に改めて新築工事の債務負担行為を計上しました。</p> <p>充当を見込む国庫支出金は、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金（以下、「交付金」という。）です。</p> <p>令和7年1月に国土交通省より、交付金の県の窓口である交通基盤部景観まちづくり課を通じて、新図書館整備課に対し、県が要望する130億円規模の交付金は困難とする旨の連絡がありました。その後、教育委員会事務局幹部が国土交通省へ赴き協議を重ねましたが、令和7年4月に、国土交通省からの交付金は最大でも34億円程度の見込みとなり、約100億円の交付金が収入できないことが明らかになりました。</p> <p>不調となった令和6年度の新築工事の入札が、仮に、落札され契約手続に進んでいた場合は、不足する交付金の代わりに一般財源や県債を充当するなど県財政に大きな影響を与えたであろうことが容易に想定され、交付金の見込みが不明確な状態で行った入札執行は、県政に対する県民の信頼を裏切るたいへん大きな問題があった財務会計行為と言えます。</p> <p>静岡県財務規則第18条第2号では「歳出予算のうち、国庫支出金、分担金、負担金及び寄附金その他特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない。」と定めていますが、新県立中央図書館整備事業では事業に</p>

監査箇所	区分	概要
		<p>係る特定財源である交付金が収入される前に入札を執行しています。この理由について教育委員会事務局は、同号ただし書きの「予算の性質その他やむを得ない理由があるとき、又は当該事業に係る特定財源の収入が確実に見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。」を適用したと説明しています。</p> <p>交付金の収入が確実に見込まれると判断したことについて、監査課が調査したところ、新図書館整備課が令和6年10月に入札執行何を起案するまでに、新築工事が交付金の対象となるかを景観まちづくり課を通じて国土交通省に確認したメールはありましたが、新築工事に係る交付金総額がどれくらいになるかを確認した記録や交付額を明示した内示、その他の通知文や事務連絡等、客観的に収入の確実性を担保する書類は確認できませんでした。</p> <p>また、内部統制の観点から、債務負担行為に関する予算計上の協議に当たって、県の幹部に交付金の見込みについてどのように説明したのかを確認したところ、新図書館整備課は「教育部長から交付金確保見込みの確認指示があり、担当理事から想定する全体額を確保できる見込みであること、毎年度の協議が必要であること等の説明をしている。」、「副知事からは財源についての質問があり、国交付金1/2、残りに交付税措置のある県債を充当、一般財源は30億円程度となる説明をしている。」との回答がありました。教育部長、副知事ともに財源の確保について確認していましたが、新図書館整備課は、国との交渉記録などの根拠を示すことなく、交付金を確保できるという説明をしていました。正しい情報を上げなかったことで、適切な判断がされることはなく、内部統制は機能しませんでした。</p> <p>新図書館整備課が交付金を確保できると考えた根拠として、「令和3年度から令和6年度までは、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていた。」との説明がありましたが、いずれの年度も、概算要望についての国土交通省のヒアリングを受けて、精査された後の本要望の金額に対してほぼ満額であったものであり、あくまで国と協議した後でなければ、正確な交付金の額を見込めないものでした。</p> <p>さらに、交付金総額を確保することについての教育委員会における協議、課題整理、解決策の検討等の記録はありませんでした。</p> <p>これらのことから、今後、国庫支出金を充当して行う事業の入札を執行する場合には、次の事項について検討を求めます。</p>

監査箇所	区分	概要
		<p>ア 複数年度を事業年度とする大規模施設整備事業については、事業計画を立案する際に、国庫支出金を充当することの可否とともに、充当できる総額について、事業担当課が直接所管省庁に赴くなどして確認し、その後も予算計上や入札などのタイミングで、国庫支出金の充当見込額を確認すること。</p> <p>イ 予算案の協議や入札執行何の稟議に当たっては、国庫支出金の確保見込額を示す資料を添付すること。</p> <p>また、決裁権者の質問に対しては、事実に基づいた説明をすること。</p> <p>ウ 所管省庁との協議内容は正確に記録し、県庁内の協議や教育委員会内における協議、課題整理、解決策の検討等の記録も残すこと。</p>